

衣浦東部広域連合公告第 13 号

一般競争入札について

衣浦東部広域連合契約規則（平成15年衣浦東部広域連合規則第22号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行う。

令和6年7月4日

衣浦東部広域連合長 吉 岡 初 浩

1 入札に付する事項

（1）工事名

安城消防署電気設備改修工事

（2）施設等の名称

衣浦東部広域連合安城消防署

（3）工事場所

安城市横山町地内

（4）工期

契約締結日の翌日から 令和7年1月31日（金）まで

（5）工事概要

安城消防署電気設備改修工事 一式

（6）予定価格

4,470,000円 （消費税及び地方消費税抜き）

（7）最低制限価格

有

（8）前払金

有

（9）契約書作成の要否

要

（10）入札保証金

免除

（11）契約保証金

落札者（契約者）は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第34条の規定に該当するときは、免除とする。

2 入札者に必要な資格に関する事項

令和6年度衣浦東部広域連合入札参加者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる事項を満たす者とする。

（1）令和6年度安城市競争入札参加有資格者名簿（工事）に電気工事で登録されている者。

（2）安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内の業者又は準市内の業者であること。

ア 市内とは、安城市内に本店を有する者として3年間継続して名簿に登録されている者をいう。

イ 準市内とは、安城市内に支店を有する者として3年間継続して名簿に登録されている者、安城市内に支店を有する者として3年間継続して名簿に登録された後安城市内に本店を有することとなった者（前アに規定する者を除く。）及び安城市内に本店を有する者として3年間継続して名簿に登録された後安城市内の本店を廃し、安城市内に支店を有することとなった者をいう。

（3）安城市の電気工事の総合数値（開札日に有効な建設業法に規定する総合評定値に主観点を加えたもの）を有すること。

（4）建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。また、配置予定技術者は所属建設業者と入札書提出日時時点で3か月以上直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。

（5）予定価格は入札における上限価格になるため、その範囲内で応札でき、かつ、入札書に記載した金額の内訳書（同一金額であること。）を入札時に提出できる者。

（6）入札の公告日から開札日までの間、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。

（7）入札の公告日から入札日までの間、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 入札者に必要な資格の審査

入札者に必要な資格の審査については、開札後にすべてを審査する事後審査とする。

4 契約条項を示す場所及び日時

（1）場所

衣浦東部広域連合事務局総務課

（2）日時

入札の公告日から入札書到着期限の日まで。

5 入札に関する事項

（1）入札書の提出

ア 入札方法

郵便による入札

イ 宛先

〒448-8799 刈谷郵便局留 衣浦東部広域連合総務課 行

ウ 到着期限

令和6年7月26日（金）

エ 郵送方法

一般書留、簡易書留又は特定記録郵便 ※郵便用封筒書式

オ 提出書類

（ア）入札書

(イ) 工事費内訳書

(ウ) 配置予定技術者調書

(配置予定の主任技術者調書と契約時の主任技術者等届出書の内容が異なった場合は、入札条件に違反することから契約解除となる。入札書提出日時時点で、配置予定の主任技術者の候補が複数いる場合は、配置予定技術者調書を複数枚提出することができる。)

(2) 設計図書のホームページ掲載について

ア 掲載期間

令和6年7月4日(木) から 令和6年7月26日(金) まで。

イ 衣浦東部広域連合ホームページの「一般競争入札発注状況」よりダウンロードすること。

(3) 入札の質問方法

衣浦東部広域連合事務局総務課へ電子メールにより行う。なお、質問の期限は、令和6年7月11日(木) 正午までとし、回答はホームページにて公表する。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 開札日時

令和6年7月30日(火) 午前10時05分

(2) 開札場所

衣浦東部広域連合事務所1階 会議室

7 入札の無効に関する事項

規則第13条及び衣浦東部広域連合入札心得書(以下「心得書」という。)第16条に該当する入札書のほか、本公告に示した資格のない者又は虚偽の申請を行った者の入札書は無効とする。

8 その他必要な事項

(1) 入札は、心得書に準じて執行するので、熟読し、遵守すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を当該入札書に記載すること。

(3) 衣浦東部広域連合一般競争入札実施要綱第8条に基づき、工事費内訳書を入札書と同時に提出できない場合、または、工事費内訳書の合計金額と入札書の額が一致しない場合は、落札者となることができない。

(4) 落札者が契約までに資格要件を満たさなくなったときは、当該契約の締結はできない。